

## 生活支援サービス等従事者 養成研修を実施します

☎ 高齢福祉介護課 ☎ 6517789

介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスの従事しようとする人を対象に、サービスの提供に必要な知識や技術を習得するための研修会を開催します。

- 【開催日】 9月18日(火)、20日(木)の2日間
- 【定員】 60人(先着順)
- 【会場】 市役所本庁舎5階 51B会議室
- 【対象者】

本市が開催した前回までの当養成研修を修了しておらず、2日間すべてに出席できる人のうち次のいずれかに該当する予定の人

- 生活支援型訪問サービスの訪問事業責任者・従事者
- 集中支援型訪問サービスの従事者
- 活動支援型通所サービスの管理者
- 集中支援型通所サービスの管理者

- 【受講料】 無料
- 【申込方法】

FAXで担当課までお申し込みください。申込用紙は市ホームページからダウンロードできます。

- 【申込期限】 9月5日(水)

※カリキュラムなど詳細については市ホームページをご覧ください。

### 問合せ・申込先

高齢福祉介護課  
☎ 6517789 FAX 6411437

## 市公共施設の指定管理者を 募集します

☎ 行政経営改革課 ☎ 6516702

指定管理者として、平成31年4月から施設の管理をしていただける法人や団体を募集します。

- 【募集する施設】  
ウツナイパル余呉(余呉町中之郷)

- 【指定管理予定期間】

5年間(平成31年4月1日～平成36年3月31日)

- 【募集要項の配布】

7月17日(火)～8月17日(金)の期間に左記担当課で配布します。

※平日8時30分～17時15分

※市ホームページからダウンロードすることもできます。

- 【申請書類の提出】

8月13日(月)～8月17日(金)の期間に直接左記担当課まで。

- 申込先

北部振興局地域振興課(北部振興局2階)  
☎ 8215900

## 「国民年金基金」で将来受け取る 年金を増やせます

☎ 滋賀県国民年金基金 ☎ 0120-6514192

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする公的な年金で、国民年金の定額保険料を納付している第1号被保険者(自営業者・農林漁業者とその配偶者・学生等)が任意に加入できる制度です。

掛金は、加入時の年齢、性別、口数などにより決まります。なお、掛金の全額が社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税が軽減されます。国民年金基金の給付は、「終身年金」を基本としていますので、一生受け取ることができます。

60歳以上65歳未満の人や海外に居住されている人で国民年金に任意加入されている人も加入できます。

なお、国民年金の付加制度に加入されている場合は、国民年金基金への同時加入はできません。国民年金基金については、左記のフリーダイヤルまでお問い合わせください。



### 問合せ

滋賀県国民年金基金  
フリーダイヤル(0120)6514192  
<http://www.shiga-kin.or.jp>

## 高齢者活躍よりあいどろ事業を支援します(第二次募集)

☎ 高齢福祉介護課 ☎ 6517789

高齢者が集い、生きがいを高める活動を行う拠点となる「よりあいどころ」の整備・運営を支援します。

### 施設等の整備補助

市内でよりあいどころの施設等を整備する法人または団体

- 【補助対象経費】

拠点整備にかかる経費(施設または車両の修繕料・施設または車両の整備に必要な工事請負費・備品購入費)

- 【補助率・補助限度額】

補助率 1/2  
補助限度額 150万円  
補助下限額 20万円

### 運営補助

- 【補助対象者】

市内でよりあいどころ(茶話会、サロン、教室等)を運営する法人または団体

- 【補助対象経費】

拠点運営にかかる経費(人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等)



- 【補助率・補助限度額】

補助率 1/2  
1回あたりの上限 5,000円  
1週あたりの上限 10,000円  
※65歳以上の参加者が5人以上ある場合に対象となります

### 共通事項

- 【補助事業の実施期間】

交付決定日～平成31年3月31日

- 【募集期間】

7月18日(水)～8月8日(水)

- 【その他】

○すでに事業を実施している場合は、新たな取組を展開する必要があります。  
○交付対象者は8月開催予定の審査会で決定します。

- 【申込み】

申請書の提出は直接担当課まで。募集案内、申請書様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは担当課または市ホームページをご覧ください。

### 問合せ・申込先

高齢福祉介護課(本庁舎1階)  
☎ 6517789

## 農振除外等の申出手続きを受け付けます

☎ 農政課 ☎ 6516522

長浜農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について、除外等の申出を受け付けます。

農振変更を伴う土地の利用計画を検討している人は、必ず期限内に担当課と事前協議を行ったうえで必要書類を提出してください。

- 【受付区分】

- 農振除外申出(青地→白地)
- 農振編入申出(白地→青地)
- 軽微変更申出(農業用施設を建てる場合など)

- 【申出手続き】

①事前協議  
8月1日(水)～8月31日(金)  
平日8時30分～17時15分

- ②受付期間

9月3日(月)～9月21日(金)  
平日8時30分～17時15分

※事前協議の結果、要件を満たさないものがあるものが対象です。また、すべての添付書類が揃った申出のみ受け付けます。

※農業用施設用地への用途区分の変更(軽微変更)については、随時受け付けます。

- 【その他】

○計画の変更には県の同意が必要で、受付期間終了から農振除外まで概ね6か月程度かかります(内容によっては、それ以上かかる場合もあります)。

○計画の変更は個人の申出であっても市全体の計画に関係するものであるため、すべての申出が認められるとは限りません。また、関係機関との協議の結果、農振除外できない場合があります。

### 問合せ・提出先

農政課(本庁舎2階)  
☎ 6516522  
〒526-1850  
八幡東町632